

## ★★★町内の文化財やその公開設備等の利用制限延長について

8月20日（金）から福岡県下に緊急事態宣言が発出されることに伴い、8月31日（火）までとしていた町内所在の以下の文化財やその公開設備等の利用について、次の通り公開・利用制限を延長することといたしましたのでお知らせいたします。

### ■公開・利用制限施設等の概要■

#### 1. 対象施設

- (1) 永沼家住宅（国重文／みやこ町犀川帆柱）
- (2) 豊前国分寺跡公園案内所（国史跡／みやこ町国分）
- (3) 豊前国府跡公園（県史跡／みやこ町国作）

#### 2. 期間：8月12日（木）～9月12日（日）

#### 3. 制限内容

- (1) 永沼家住宅の公開・利用制限について
  - ・公開日（期間中の日曜日）における母屋内の公開は中止します
- (2) 豊前国分寺跡公園案内所の公開・利用制限について
  - ・施設内の展示室の公開を中止します
- (3) 豊前国府跡公園の公開・利用制限について
  - ・公園内大型遊具の利用はできません

#### 4. 備考

- (1) 上記制限下でもトイレ等衛生設備の利用は可能です
- (2) 上記の制限下における利用時には①マスク着用 ②3密を避ける ③利用後の手洗い励行 等の基本的感染対策をお採り下さい
- (3) 上記以外の歴史公園や、町が管理主体でない公開文化財（史跡・記念物等）やその公開施設・設備については、上記の基本的感染対策のほか、各所有者が規定する利用制限や対応指示がある場合、それらを併せて遵守頂きますようお願いいたします。

利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。